

三次市下水道事業 經營戰略

令和4年度～令和13年度



令和4年9月改定
三次市水道局下水道課

目次

	はじめに	1
	1. 策定趣旨	1
	2. 位置づけ	1
第1章	事業概要	3
	1. 事業の現況	4
	2. 民間活力の活用等	13
	3. 経営比較分析表を活用した現状分析	14
第2章	将来の事業環境	39
	1. 処理区域内人口の予測	40
	2. 有収水量の予測	44
	3. 使用料収入の見通し	48
	4. 施設の見通し	52
	5. 組織の見通し	53
第3章	経営の基本方針	55
	1. 基本方針	56
	2. 取組方針	56
第4章	投資・財政計画(収支計画)	59
	1. 投資・財政計画(収支計画)	60
	2. 投資・財政計画(収支計画)の策定にあたっての説明	60
	3. 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や 今後検討予定の取組の概要	62
第5章	経営戦略の事後検証, 改定等に関する事項	65

はじめに

1. 策定趣旨

下水道事業は、快適で衛生的な生活環境の確保のほか、公共用水域の水質保全など、重要な役割を担っています。しかし、人口減少に伴う使用料収入の減少や施設老朽化に伴う更新投資の増大等により、下水道事業をめぐる経営環境は厳しさを増しつつあります。

こうした状況の中、下水道サービスを持続的・安定的に供給していくために、中長期的な視点から現状などを踏まえたうえで、「三次市下水道事業経営戦略」を策定しました。

本戦略は、概ね10年間を見通した下水道事業の経営を展望し、事業面（施設整備見通し、事業費など）、管理運営面（維持管理、収入確保など）における取組の方向性や財政面で見通しを明らかにするものです。

2. 位置づけ

本戦略は、今後も利用者に下水道サービスを持続的・安定的に供給していくための中長期の経営の基本計画として、市の上位計画である「第2次三次市総合計画」、「三次市実施計画」に基づき策定するものであり、関連する「三次市污水適正処理構想」、「三次市下水道ストックマネジメント計画」との整合を図っています。

第1章

事業概要

1. 事業の現況
2. 民間活力の活用等
3. 経営比較分析表を活用した現状分析

第1章 事業概要

1. 事業の現況

本市の下水道事業は、「市民の生活環境の向上」と「公共用水域の水質保全」を図るため、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、特定地域生活排水処理事業の4事業を、地域の実情に応じた処理方法を踏まえて整備しています。

公共下水道事業は、主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道です。

特定環境保全公共下水道事業は、公共下水道のうち市街化区域以外の区域において設置される下水道です。排水人口が概ね1,000人以上10,000人以下の地域で行われています。

農業集落排水事業は、農業集落の形態に適した小規模集合処理方式の汚水処理システムです。受益戸数が概ね20戸、または排水路末端の受益戸数が2戸以上であることや、処理対象人口が概ね1,000人以下を単位とした地区で行われています。

特定地域生活排水処理事業は、地方公共団体が設置主体となり、戸別の合併処理浄化槽を特定の地域を単位として整備した事業です。

公共下水道事業

①施設

本市の公共下水道事業は、平成2年度に事業着手し、平成12年度より供用開始して順次、整備運営を行っています。

今後は、未普及地域の整備を進める一方で、普及地域の点検・調査計画及び改築・修繕計画を策定し、老朽化対策を実施していく必要があります。

公共下水道事業の施設状況について、表1-1-1に示します。

(表1-1-1) 施設状況

供用開始	平成12年4月1日供用開始
法適(全部適用・一部適用), 非適の区分	全部適用 (平成31年4月1日)
処理区域内人口密度	30.47人/ha
流域下水道等への接続の有無	無
処理区数	2処理区 三次処理区, 三良坂処理区
処理場数	2箇所
広域化実施状況	該当なし
共同化実施状況	該当なし
最適化実施状況	該当なし

②使用料

公共下水道事業の使用料体系について、表1-1-2および表1-1-3に示します。

(表1-1-2) 使用料体系 (税抜)

一般家庭使用料体系	表1-1-3に示すとおりです。
業務用使用料体系	特別な規定はありません。 一般家庭使用料と同じ使用料体系となります。
その他の使用料体系	特別な規定はありません。
条例上の使用料 (20 m ³ あたり)	令和3年度 2,720円
	令和2年度 2,720円
	令和元年度 2,720円
実質的な使用料 (20 m ³ あたり)	令和3年度 3,260円
	令和2年度 3,246円
	令和元年度 3,289円

※条例上の使用料とは、一般家庭における20 m³あたりの使用料をいう。

※実質的な使用料とは、使用料収入の合計を年間有収水量で除した値に20 m³を乗じたものをいう。

(表1-1-3) 公共下水道使用料 (1ヶ月あたり) (税抜)

区分	基本額		加算額 (1 m ³ あたり)	
			加算額 (1 m ³ あたり)	基本額
公共下水道	8 m ³ まで	1,040円	9~20 m ³	140円
			21~50 m ³	160円
			51~100 m ³	180円
			101~200 m ³	200円
			201 m ³ ~	230円

特定環境保全公共下水道事業

① 施設

本市の特定環境保全公共下水道事業は、平成3年度に事業着手し、平成6年度より供用開始して順次、整備事業を行ってきましたが、平成28年度の管渠整備工事をもって整備事業が完了しています。

今後は、普及地域の点検・調査計画及び改築・修繕計画を策定し、老朽化対策を実施していく必要があります。

特定環境保全公共下水道事業の施設状況について、表1-1-4に示します。

(表1-1-4) 施設状況

供用開始	平成6年4月15日供用開始
法適（全部適用・一部適用）、 非適の区分	全部適用 (平成31年4月1日)
処理区域内人口密度	11.59人/ha
流域下水道等への接続の有無	無
処理区数	5処理区 灰塚処理区、吉舎処理区、安田処理区、布野処理区、 甲奴処理区
処理場数	5箇所
広域化実施状況	該当なし
共同化実施状況	該当なし
最適化実施状況	平成29年度に、酒屋処理区の管渠を公共下水道事業三次処理区へ接続し、三次水質管理センターへ流入させることで酒屋浄化センターを休止し、施設の合理的な統廃合を行っています。

②使用料

特定環境保全公共下水道事業の使用料体系について、表 1-1-5 に示します。

(表 1-1-5) 使用料体系

(税抜)

一般家庭使用料体系	使用料 (1 ヶ月あたり) ・基本額 (1 世帯あたり) 2,600 円 ・加算額 (1 人あたり) 650 円
業務用使用料体系	特別な規定はありません。 一般家庭使用料と同じ使用料体系となります。
その他の使用料体系	特別な規定はありません。
条例上の使用料 (20 m ³ あたり)	令和 3 年度 4,550 円
	令和 2 年度 4,550 円
	令和 元年度 4,550 円
実質的な使用料 (20 m ³ あたり)	令和 3 年度 4,505 円
	令和 2 年度 4,508 円
	令和 元年度 4,601 円

※条例上の使用料とは、一般家庭 (1 世帯 3 人で試算) における 20 m³あたりの使用料をいう。

※実質的な使用料とは、使用料収入の合計を年間有収水量で除した値に 20 m³を乗じたものをいう。

農業集落排水事業

① 施設

本市の農業集落排水事業は、昭和63年度に事業着手し、平成4年度より供用開始して順次、整備運営を行ってきましたが、平成24年度の管渠整備工事をもって整備事業が完了しています。

今後は、普及地域の点検・調査計画及び改築・修繕計画を策定し、老朽化対策を実施していく必要があります。

農業集落排水事業の施設状況について、表1-1-6に示します。

(表1-1-6) 施設状況

供用開始	平成4年4月1日供用開始
法適（全部適用・一部適用）、 非適の区分	全部適用 （平成31年4月1日）
処理区域内人口密度	16.65人/ha
流域下水道等への接続の有無	無
処理区数	13地区 向江田地区、和知地区、神杉地区、敷地地区、仁賀地区、 田利地区、敷名地区、板木地区、下板木地区、上板木地区、 上山地区、敷名第二地区、下羽出庭地区
処理場数	12箇所
広域化実施状況	該当なし
共同化実施状況	該当なし
最適化実施状況	該当なし

② 使用料

農業集落排水事業の使用料体系について、表 1-1-7 に示します。

(表 1-1-7) 使用料体系 (税抜)

一般家庭使用料体系	農業集落排水使用料 (1 ヶ月あたり) ・基本額 (1 世帯あたり) 2,600 円 ・加算額 (1 人あたり) 650 円
業務用使用料体系	特別な規定はありません。 一般家庭使用料と同じ使用料体系となります。
その他の使用料体系	特別な規定はありません。
条例上の使用料 (20 m ³ あたり)	令和 3 年度 4,550 円
	令和 2 年度 4,550 円
	令和 元年度 4,550 円
実質的な使用料 (20 m ³ あたり)	令和 3 年度 4,691 円
	令和 2 年度 4,309 円
	令和 元年度 4,485 円

※条例上の使用料とは、一般家庭 (1 世帯 3 人で試算) における 20 m³あたりの使用料をいう。

※実質的な使用料とは、使用料収入の合計を年間有収水量で除した値に 20 m³を乗じたものをいう。

特定地域生活排水処理事業

①施設

本市の特定地域生活排水処理事業は、平成9年度に事業着手し、順次、整備運営を行ってきましたが、平成28年度をもって整備事業が完了しています。

今後は、整備済みの浄化槽394基の維持管理が主体となっていきます。

特定地域生活排水処理事業の施設状況について、表1-1-8に示します。

(表1-1-8) 施設状況

供用開始	平成13年10月16日供用開始
法適(全部適用・一部適用), 非適の区分	全部適用 (平成31年4月1日)
処理区域内人口密度	13.37人/ha
流域下水道等への接続の有無	無
処理区数	4地区 君田地区, 布野地区, 三和地区, 和知地区
浄化槽数	君田地区: 148基 布野地区: 135基 三和地区: 87基 和知地区: 24基 計394基
広域化実施状況	該当なし
共同化実施状況	該当なし
最適化実施状況	該当なし

②使用料

特定地域生活排水処理事業の使用料体系について、表1-1-9に示します。

(表1-1-9) 使用料体系 (税抜)

一般家庭使用料体系	市設置型浄化槽使用料 (1ヶ月あたり) ・基本額 (1世帯あたり) 2,500円 ・加算額 (1人あたり) 800円
業務用使用料体系	特別な規定はありません。 一般家庭使用料と同じ使用料体系となります。
その他の使用料体系	特別な規定はありません。
条例上の使用料 (20m ³ あたり)	令和3年度 4,900円
	令和2年度 4,900円
	令和元年度 4,900円
実質的な使用料 (20m ³ あたり)	令和3年度 2,128円
	令和2年度 2,155円
	令和元年度 2,179円

※条例上の使用料とは、一般家庭(1世帯3人で試算)における20m³あたりの使用料をいう。

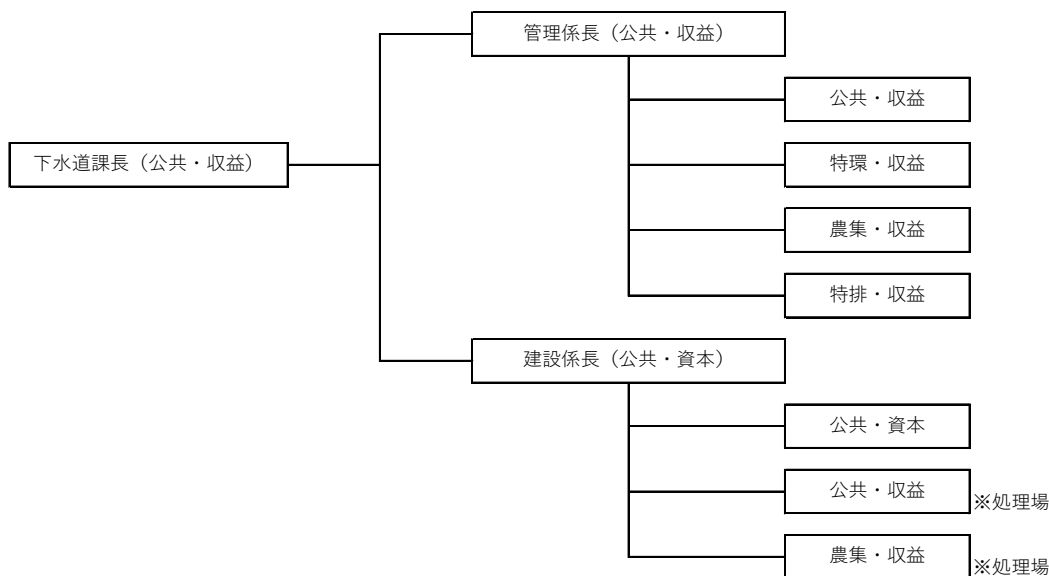
※実質的な使用料とは、使用料収入の合計を年間有収水量で除した値に20m³を乗じたものをいう。

組織

令和4年度現在、本市水道局下水道課は15名の職員で構成されています。

下水道課組織図を図1-1-1に示します。

(図1-1-1) 三次市水道局下水道課組織図



2. 民間活力の活用等

民間活用および資産活用の状況について、表1-2-1に示します。

(表1-2-1) 民間活用・資産活用の状況

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	使用料徴収事務, 検針業務, 排水設備 工事完了検査業務, 施設維持管理業 務, 整備点検業務等を民間委託してい ます。
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用* (下水熱・下水汚泥・発電等)	該当なし
	イ 土地・施設等利用* (未利用土地・施設の活用等)	該当なし

*「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源（資産を含む）を用いた収入増につながる取組を指します。

*「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指します（単純な売却を除く）。

3. 経営比較分析表を活用した現状分析

経営比較分析表とは、総務省が示した統一様式により、公営企業における経営や施設の状況を表す指標について、経年変化や類似団体平均との比較分析を行うことで、現状や課題等を把握することができる資料です。

ここでは、直近5年間における本市の各指標値及び類似団体平均値との比較を示します。

公共下水道事業

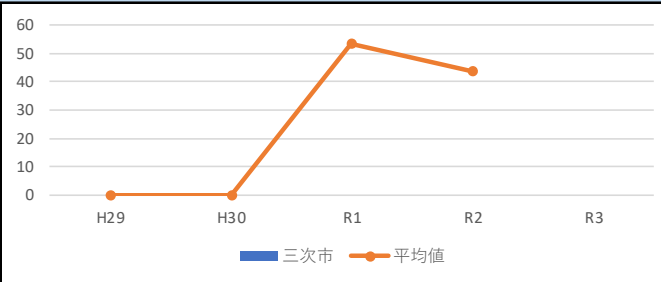
本市公共下水道事業では、令和元年度より地方公営企業法を適用し公営企業会計を導入しています。そのため、平成30年度以前の数値は法適用前の歳入歳出決算による数値を掲載しています。

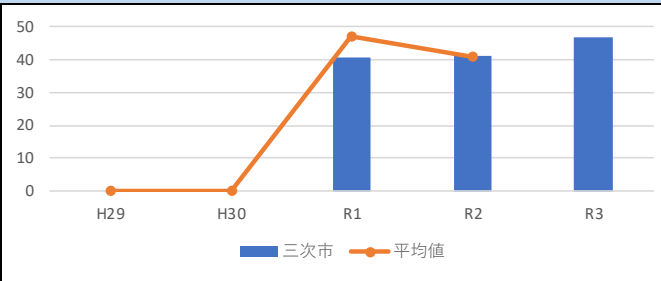
また、類似団体とは、処理区域内人口規模、処理区域内人口密度等により区分されたもので、本市は「人口3万人未満、処理区域内人口密度25人/ha以上、供用開始後15年以上」の区分（令和2年度は181団体）に属しています。

三次市公共下水道事業における経営比較分析表

I. 経営の健全性・効率性に関する指標

① 経常収支比率 (%)						
計算式						
$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$	年度	H29	H30	R1	R2	R3
	三次市	93.27	83.71	109.71	100.15	100.03
	平均値	-	-	106.57	107.21	未集計
指標の説明	評価					
<p>毎年度の維持管理費や支払利息等の費用を使用料収入や繰入金等でどの程度賄えているかを示す指標です。数値が100%以上であれば単年の収支が黒字であることが言え、100%未満の場合単年度の収支が赤字であることを示しています。</p>	<p>本市の経常収支比率は100%以上となっていますが、収益のうち他会計補助金の占める割合が大きく、使用料以外の収入に依存している傾向にあります。加えて人口減少に伴う使用料収入の減少が将来的に予測されることから、更なる費用削減や更新投資等に充てる財源の確保など経営改善を図っていく必要があります。</p>					

②累積欠損金比率 (%)						
計算式						
$\frac{\text{当年度未処理欠損金}}{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}} \times 100$	年度	H29	H30	R1	R2	R3
	三次市	-	-	0.00	0.00	0.00
	平均値	-	-	53.44	43.71	未集計
指標の説明	評価					
累積欠損金とは、営業活動の結果発生した損失が、当該年度で処理できずに複数年度にわたって累積したものを示します。健全な経営を維持していくうえでは、累積欠損金が発生していないことを示す0%であることが求められます。	本市では累積欠損金は発生していません。					

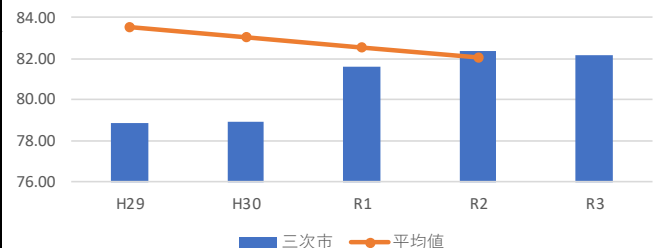
③流動比率 (%)						
計算式						
$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$	年度	H29	H30	R1	R2	R3
	三次市	-	-	40.64	40.86	46.61
	平均値	-	-	47.03	40.67	未集計
指標の説明	評価					
1年以内に支払うべき債務に対して、支払い可能な現金等をどの程度保有しているかを示す指標で、短期的な支払能力を表します。100%未満であれば来年支払う資金が不足している状態であり、また200%以上であれば安全と言えます。	本市の流動比率は100%未満であるため、短期的な健全性に課題があることを示しています。短期的な借り入れから長期的な借り入れに借り換えを行うなど資金対策が必要な状態です。					

④企業債残高対事業規模比率 (%)							
計算式		図表					
$\frac{\text{企業債現在高合計} - \text{一般会計負担額}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}} \times 100$							
		年度	H29	H30	R1	R2	R3
		三次市	160.30	400.84	2662.19	2,721.67	2,721.21
平均值	966.33	958.81	1001.30	1,050.51	未集計		
指標の説明			評価				
<p>企業債の残高と使用料収入等の収益との比率を示す指標です。明確な数値基準はありませんが、比率は低いほうがよいとされています。ただし、世代間負担の公平性という観点からは、企業債を一定程度活用することも望まれます。</p>			<p>本市の企業債残高対事業規模比率は類似団体と比較して高いため、健全性に課題があることを示しています。法適用を行った令和元年度において、企業債償還の一般会計負担分がなくなったことで、当該数値が高い値を示しています。投資規模や料金水準が適切であるか分析し、企業債残高を減少させていく必要があります。</p>				

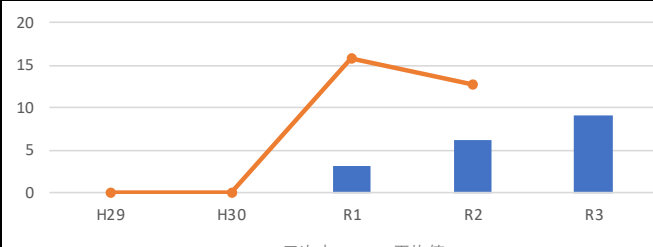
⑤経費回収率 (%)							
計算式		図表					
$\frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費 (公費負担分を除く)}} \times 100$							
		年度	H29	H30	R1	R2	R3
		三次市	86.45	87.71	87.13	89.20	88.66
平均值	81.74	82.88	81.88	82.65	未集計		
指標の説明			評価				
<p>汚水処理に要した経費を、使用料収入により賄えているかを示す指標で、使用料水準等を評価することが可能です。100%以上であればすべて使用料収入で賄えていることとなり、適正な使用料が確保されていることとなります。</p>			<p>本市の経費回収率は100%未満であるため、収益性に課題があることを示しています。使用料収入以外の収益で事業運営が賄われているため、使用料の見直しによる適正な料金収入の確保、及び汚水処理費の削減等の取組により改善を図る必要があります。</p>				

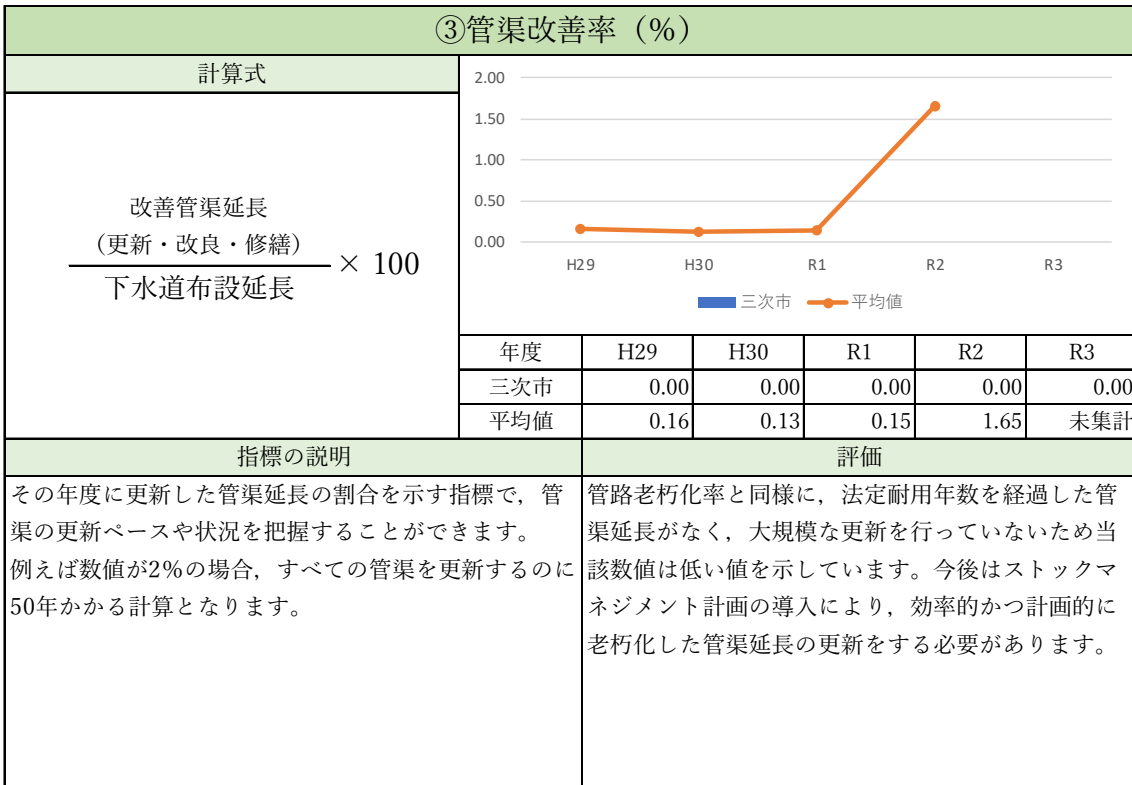
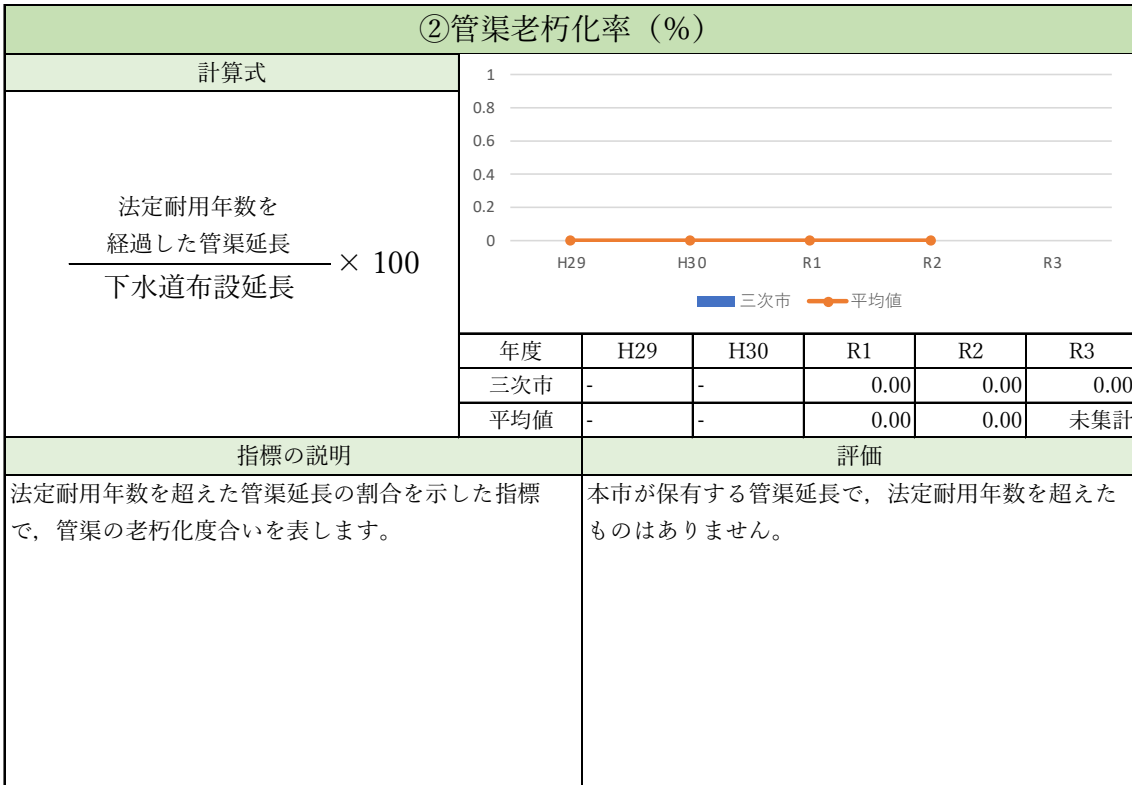
⑥汚水処理原価（円）						
計算式		図表				
$\frac{\text{汚水処理費 (公費負担分を除く)}}{\text{年間有収水量}}$						
	年度	H29	H30	R1	R2	R3
	三次市	201.59	170.65	188.75	181.94	183.86
平均値	194.31	190.99	187.55	186.30	未集計	
指標の説明			評価			
<p>使用料の対象となった水量1㎡あたりの汚水処理に要した費用を示す指標です。一般的には低いほうが良いとされていますが、明確な数値基準がないため、経年比較や類似団体との比較等により現状分析を行う必要があります。</p>			<p>本市の汚水処理原価は類似団体と同程度の水準で推移しており、収益性に特段の問題はありません。しかし、今後は老朽化対策に伴う更新投資や維持管理費の増加などが見込まれるため、引き続き維持管理費の削減や使用料の見直し等を考えていく必要があります。</p>			

⑦施設利用率（％）						
計算式		図表				
$\frac{\text{晴天時一日平均処理水量}}{\text{晴天時現在処理能力}} \times 100$						
	年度	H29	H30	R1	R2	R3
	三次市	38.47	39.95	49.75	50.93	54.02
平均値	53.50	52.58	50.94	50.53	未集計	
指標の説明			評価			
<p>施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を示す指標です。明確な数値基準はありませんが、高い数値のほうが良いとされています。</p>			<p>本市の施設利用率は類似団体と同程度の数値を示しており、効率性に特段の問題はありません。今後大幅な数値の変動があった場合は事業規模の見直しを検討する必要があります。</p>			

⑧水洗化率 (%)						
計算式						
$\frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$	年度	H29	H30	R1	R2	R3
	三次市	78.86	78.90	81.60	82.35	82.12
	平均値	83.51	83.02	82.55	82.08	未集計
指標の説明			評価			
<p>処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理をしている人口の割合を示す指標です。100%となることが理想です。</p>			<p>平成28年度策定『三次市公共下水道事業経営戦略』において、「水洗化率70.3%からプラス10ポイントの向上」を数値目標として掲げ、戸別訪問活動の強化等を実施した結果、令和元年度に達成しました。今後も公共用水域の水質浄化推進のため、水洗化率の向上に努めます。</p>			

II.施設の老朽化状況に関する指標

①有形固定資産減価償却率 (%)						
計算式						
$\frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$	年度	H29	H30	R1	R2	R3
	三次市	-	-	3.19	6.23	9.13
	平均値	-	-	15.85	12.70	未集計
指標の説明			評価			
<p>有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを示す指標で、資産の老朽化度合いを表します。一般的には、数値が高いほど法定耐用年数に近い資産が多いことを示しており、将来の施設の改築・更新・長寿命化等の必要性を推測することが可能です。</p>			<p>本市では減価償却費の計上を公営企業会計に移行した令和元年度より開始していることから、有形固定資産減価償却率が低い値を示しています。ただし、本市は平成2年より管渠整備に着手しているため、数値以上に資産の老朽化が進んでいるものと考えられます。</p>			



特定環境保全公共下水道事業

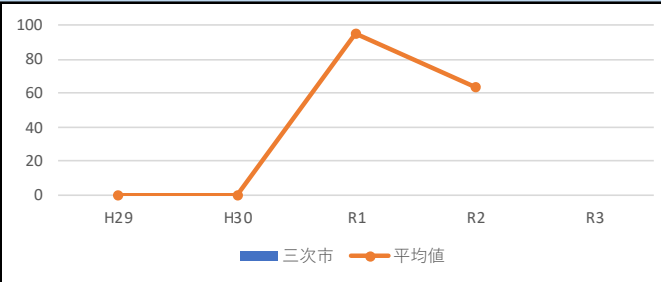
本市特定環境保全公共下水道事業では、令和元年度より地方公営企業法を適用し公営企業会計を導入しています。そのため、平成30年度以前の数値は法適用前の歳入歳出決算による数値を掲載しています。

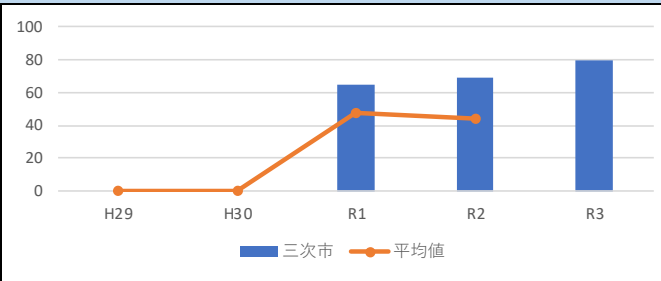
また、類似団体とは、処理区域内人口規模、処理区域内人口密度等により区分されたもので、本市は「供用開始後15年以上」の区分（令和2年度は548団体）に属しています。

三次市特定環境保全公共下水道事業における経営比較分析表

I. 経営の健全性・効率性に関する指標

① 経常収支比率 (%)						
計算式						
$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$	年度	H29	H30	R1	R2	R3
	三次市	76.32	67.51	102.16	100.10	100.02
	平均値	-	-	102.73	105.78	未集計
指標の説明	評価					
<p>毎年度の維持管理費や支払利息等の費用を使用料収入や繰入金等でどの程度賄えているかを示す指標です。数値が100%以上であれば単年の収支が黒字であることが言え、100%未満の場合単年度の収支が赤字であることを示しています。</p>	<p>本市の経常収支比率は100%以上となっていますが、収益のうち他会計補助金の占める割合が大きく、使用料以外の収入に依存している傾向にあります。加えて人口減少に伴う使用料収入の減少が将来的に予測されることから、更なる費用削減や更新投資等に充てる財源の確保など経営改善を図っていく必要があります。</p>					

②累積欠損金比率 (%)						
計算式						
$\frac{\text{当年度未処理欠損金}}{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}} \times 100$	年度	H29	H30	R1	R2	R3
	三次市	-	-	0.00	0.00	0.00
	平均値	-	-	94.97	63.96	未集計
指標の説明	評価					
累積欠損金とは、営業活動の結果発生した損失が、当該年度で処理できずに複数年度にわたって累積したものを示します。健全な経営を維持していくうえでは、累積欠損金が発生していないことを示す0%であることが求められます。	本市では累積欠損金は発生していません。					

③流動比率 (%)						
計算式						
$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$	年度	H29	H30	R1	R2	R3
	三次市	-	-	64.30	68.99	79.60
	平均値	-	-	47.72	44.24	未集計
指標の説明	評価					
1年以内に支払うべき債務に対して、支払い可能な現金等をどの程度保有しているかを示す指標で、短期的な支払能力を表します。100%未満であれば来年支払う資金が不足している状態であり、また200%以上であれば安全と言えます。	本市の流動比率は100%未満であるため、短期的な健全性に課題があることを示しています。短期的な借り入れから長期的な借り入れに借り換えを行うなど資金対策が必要な状態です。					

④企業債残高対事業規模比率 (%)							
計算式		図表					
$\frac{\text{企業債現在高合計} - \text{一般会計負担額}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}} \times 100$							
		年度	H29	H30	R1	R2	R3
		三次市	0	89.62	1941.58	1,833.51	1,751.15
平均值	1,243.71	1,194.15	1,206.79	1,258.43	未集計		
指標の説明		評価					
<p>企業債の残高と使用料収入等の収益との比率を示す指標です。明確な数値基準はありませんが、比率は低いほうがよいとされています。ただし、世代間負担の公平性という観点からは、企業債を一定程度活用することも望まれます。</p>		<p>本市の企業債残高対事業規模比率は類似団体と比較して高いため、健全性に課題があることを示しています。法適用により企業債償還の一般会計負担分がなくなったことで、令和元年度の当該数値が高い値を示しています。投資規模や料金水準が適切であるか分析し、企業債残高を減少させていく必要があります。</p>					

⑤経費回収率 (%)							
計算式		図表					
$\frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費 (公費負担分を除く)}} \times 100$							
		年度	H29	H30	R1	R2	R3
		三次市	53.39	45.73	55.77	50.87	51.36
平均值	74.30	72.26	71.84	73.36	未集計		
指標の説明		評価					
<p>汚水処理に要した経費を、使用料収入により賄えているかを示す指標で、使用料水準等を評価することが可能です。100%以上であればすべて使用料収入で賄えていることとなり、適正な使用料が確保されていることとなります。</p>		<p>本市の経費回収率は100%未満であるため、収益性に課題があることを示しています。使用料収入以外の収益で事業運営が賄われているため、使用料の見直しによる適正な料金収入の確保、及び汚水処理費の削減等の取組により改善を図る必要があります。</p>					

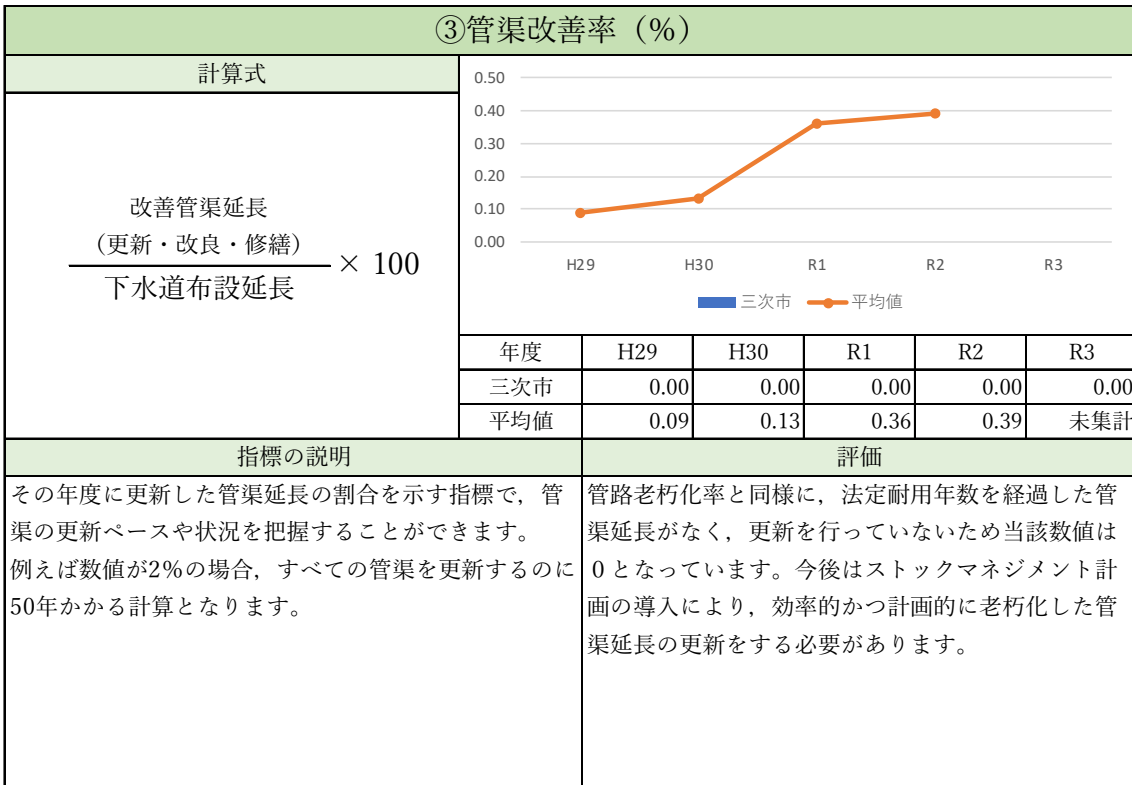
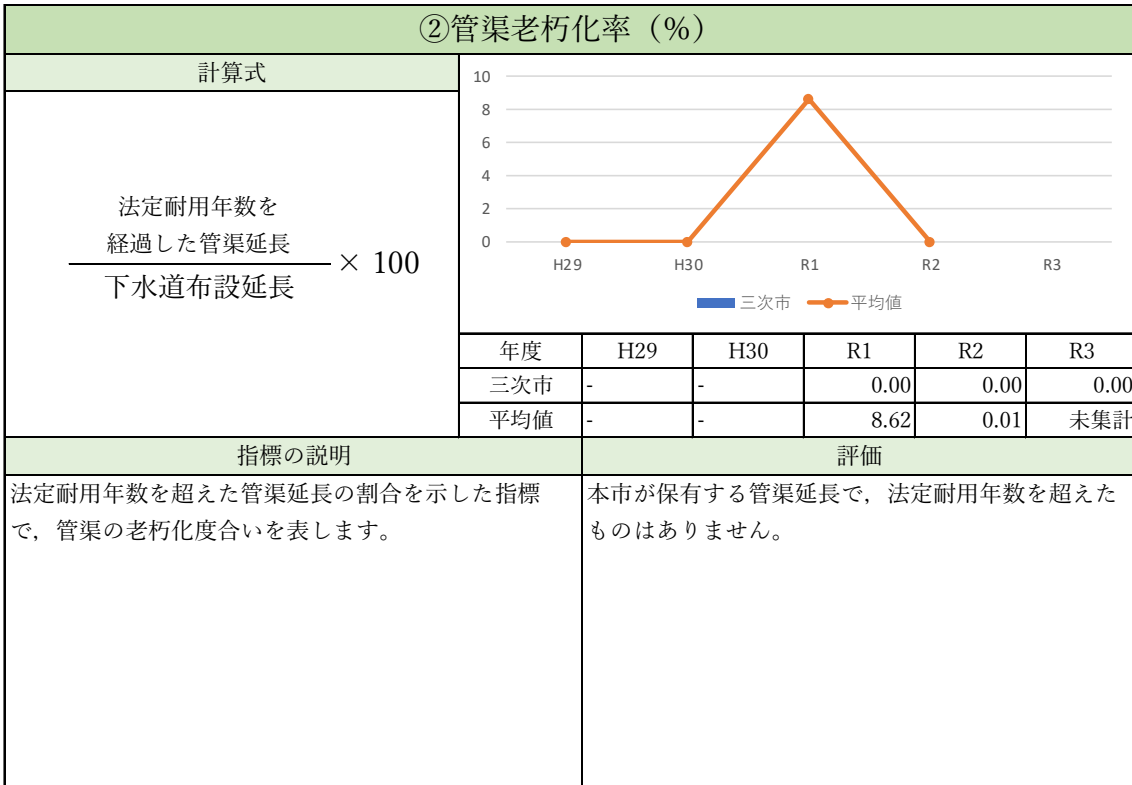
⑥汚水処理原価（円）						
計算式		図表				
$\frac{\text{汚水処理費}}{\text{年間有収水量}}$ <p>（公費負担分を除く）</p>						
	年度	H29	H30	R1	R2	R3
	三次市	465.03	434.48	412.49	443.13	438.62
平均値	221.81	230.02	228.47	224.88	未集計	
指標の説明			評価			
<p>使用料の対象となった水量1㎡あたりの汚水処理に要した費用を示す指標です。一般的には低いほうが良いとされていますが、明確な数値基準がないため、経年比較や類似団体との比較等により現状分析を行う必要があります。</p>			<p>本市は現在5箇所の処理場を有しているため、汚水処理原価が類似団体と比較して高く、収益性に課題があることを示しています。汚水処理費の削減に努めなければなりません。急激な削減は困難と考えられます。経営の健全性を維持するためには、使用料の見直しを検討し、費用に見合う適正な収益を確保する必要があります。</p>			

⑦施設利用率（％）						
計算式		図表				
$\frac{\text{晴天時一日平均処理水量}}{\text{晴天時現在処理能力}} \times 100$						
	年度	H29	H30	R1	R2	R3
	三次市	42.10	37.20	41.24	41.96	35.61
平均値	43.36	42.56	42.47	42.40	未集計	
指標の説明			評価			
<p>施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を示す指標です。明確な数値基準はありませんが、高い数値のほうが良いとされています。</p>			<p>本市の施設利用率は類似団体と同程度の数値を示しており、効率性に特段の問題はありません。今後大幅な数値の変動があった場合は事業規模の見直しを検討する必要があります。</p>			

⑧水洗化率 (%)						
計算式						
$\frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$	年度	H29	H30	R1	R2	R3
	三次市	79.59	80.08	80.01	80.96	81.71
	平均値	83.06	83.32	83.75	84.19	未集計
指標の説明	評価					
処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理をしている人口の割合を示す指標です。100%となることが理想です。	本市の水洗化率は類似団体と比較して低いため、水質保全の面に課題があることを示しています。使用料収入の増加及び水質保全の観点から、水洗化率向上に努める必要があります。					

II.施設の老朽化状況に関する指標

①有形固定資産減価償却率 (%)						
計算式						
$\frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$	年度	H29	H30	R1	R2	R3
	三次市	-	-	4.15	8.30	12.34
	平均値	-	-	24.68	21.36	未集計
指標の説明	評価					
有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを示す指標で、資産の老朽化度合いを表します。一般的には、数値が高いほど法定耐用年数に近い資産が多いことを示しており、将来の施設の改築・更新・長寿命化等の必要性を推測することが可能です。	本市では減価償却費の計上を公営企業会計に移行した令和元年度より開始していることから、有形固定資産減価償却率が低い値を示しています。ただし、本市は平成3年より管渠整備に着手しているため、数値以上に資産の老朽化が進んでいるものと考えられます。					



農業集落排水事業

本市農業集落排水事業では、令和元年度より地方公営企業法を適用し公営企業会計を導入しています。そのため、平成30年度以前の数値は法適用前の歳入歳出決算による数値を掲載しています。

また、類似団体とは、供用開始からの経過年数により区分されたもので、本市は「供用開始後15年以上」の区分（令和2年度は675団体）に属しています。

三次市農業集落排水事業における経営比較分析表

I. 経営の健全性・効率性に関する指標

① 経常収支比率 (%)						
計算式						
$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$	年度	H29	H30	R1	R2	R3
	三次市	76.27	72.10	103.62	100.02	100.02
	平均値	-	-	103.60	106.37	未集計
指標の説明	評価					
<p>毎年度の維持管理費や支払利息等の費用を使用料収入や繰入金等でどの程度賄えているかを示す指標です。数値が100%以上であれば単年の収支が黒字であることが言え、100%未満の場合単年度の収支が赤字であることを示しています。</p>	<p>本市の経常収支比率は100%以上となっていますが、収益のうち他会計補助金の占める割合が大きく、使用料以外の収入に依存している傾向にあります。加えて人口減少に伴う使用料収入の減少が将来的に予測されることから、更なる費用削減や更新投資等に充てる財源の確保など経営改善を図っていく必要があります。</p>					

②累積欠損金比率 (%)						
計算式						
$\frac{\text{当年度未処理欠損金}}{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}} \times 100$	年度	H29	H30	R1	R2	R3
	三次市	-	-	0.00	0.00	0.00
	平均値	-	-	193.99	139.02	未集計
指標の説明	評価					
累積欠損金とは、営業活動の結果発生した損失が当該年度で処理できずに複数年度にわたって累積したものを示します。健全な経営を維持していくうえでは、累積欠損金が発生していないことを示す0%であることが求められます。	本市では累積欠損金は発生していません。					

③流動比率 (%)						
計算式						
$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$	年度	H29	H30	R1	R2	R3
	三次市	-	-	30.35	26.79	18.92
	平均値	-	-	26.99	29.13	未集計
指標の説明	評価					
1年以内に支払うべき債務に対して、支払い可能な現金等をどの程度保有しているかを示す指標で、短期的な支払能力を表します。100%未満であれば来年支払う資金が不足している状態であり、また200%以上であれば安全と言えます。	本市の流動比率は100%未満であるため、短期的な健全性に課題があることを示しています。短期的な借り入れから長期的な借り入れに借り換えを行うなど資金対策が必要な状態です。					

④企業債残高対事業規模比率 (%)							
計算式							
$\frac{\text{企業債現在高合計} - \text{一般会計負担額}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}} \times 100$		年度	H29	H30	R1	R2	R3
		三次市	0	96.94	2,241.90	2,172.44	2,090.42
		平均值	855.80	789.46	826.83	867.83	未集計
指標の説明			評価				
<p>企業債の残高と使用料収入等の収益との比率を示す指標です。明確な数値基準はありませんが、比率は低いほうがよいとされています。ただし、世代間負担の公平性という観点からは、企業債を一定程度活用することも望まれます。</p>			<p>本市の企業債残高対事業規模比率は類似団体と比較して高いため、健全性に課題があることを示しています。法適用を行った令和元年度において、企業債償還の一般会計負担分がなくなったことで、当該数値が高い値を示しています。投資規模や料金水準が適切であるか分析し、企業債残高を減少させていく必要があります。</p>				

⑤経費回収率 (%)							
計算式							
$\frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費 (公費負担分を除く)}} \times 100$		年度	H29	H30	R1	R2	R3
		三次市	56.20	51.59	58.94	58.14	56.97
		平均值	59.80	57.77	57.31	57.08	未集計
指標の説明			評価				
<p>汚水処理に要した経費を、使用料収入により賄えているかを示す指標で、使用料水準等を評価することが可能です。100%以上であればすべて使用料収入で賄えていることとなり、適正な使用料が確保されていることとなります。</p>			<p>本市の経費回収率は100%未満であるため、収益性に課題があることを示しています。使用料収入以外の収益で事業運営が賄われているため、使用料の見直しによる適正な料金収入の確保、及び汚水処理費の削減等の取組により改善を図る必要があります。</p>				

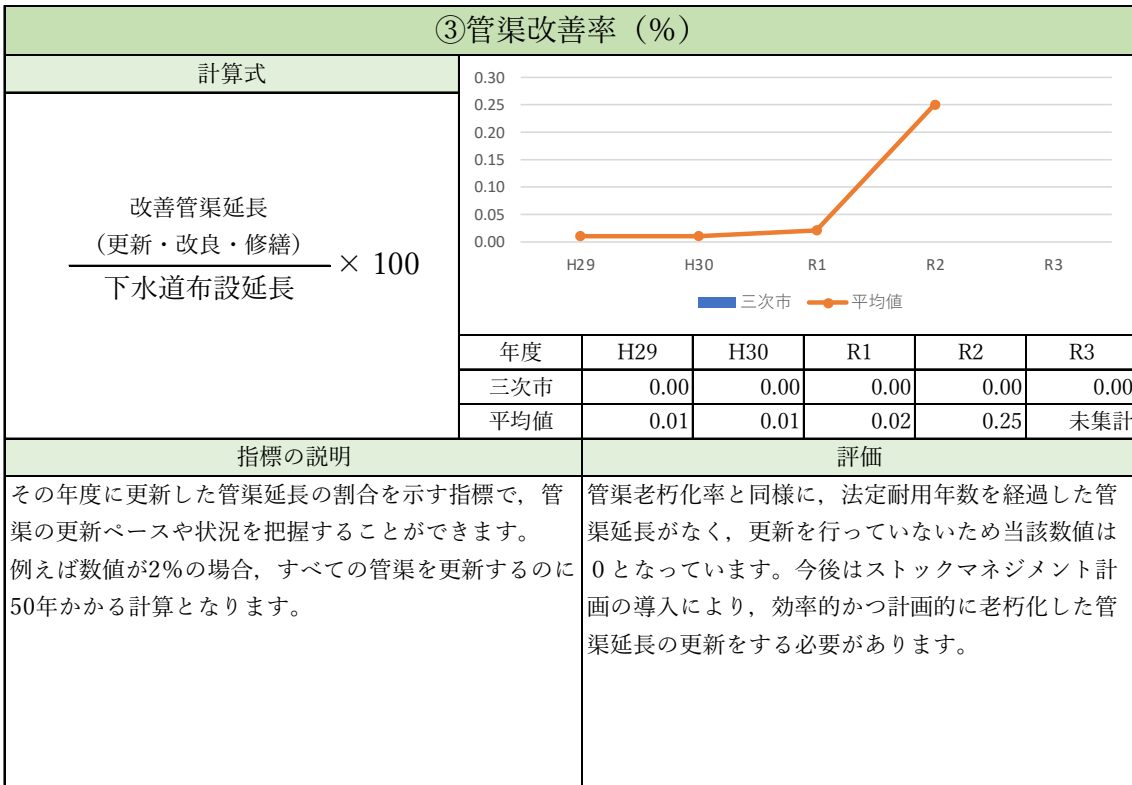
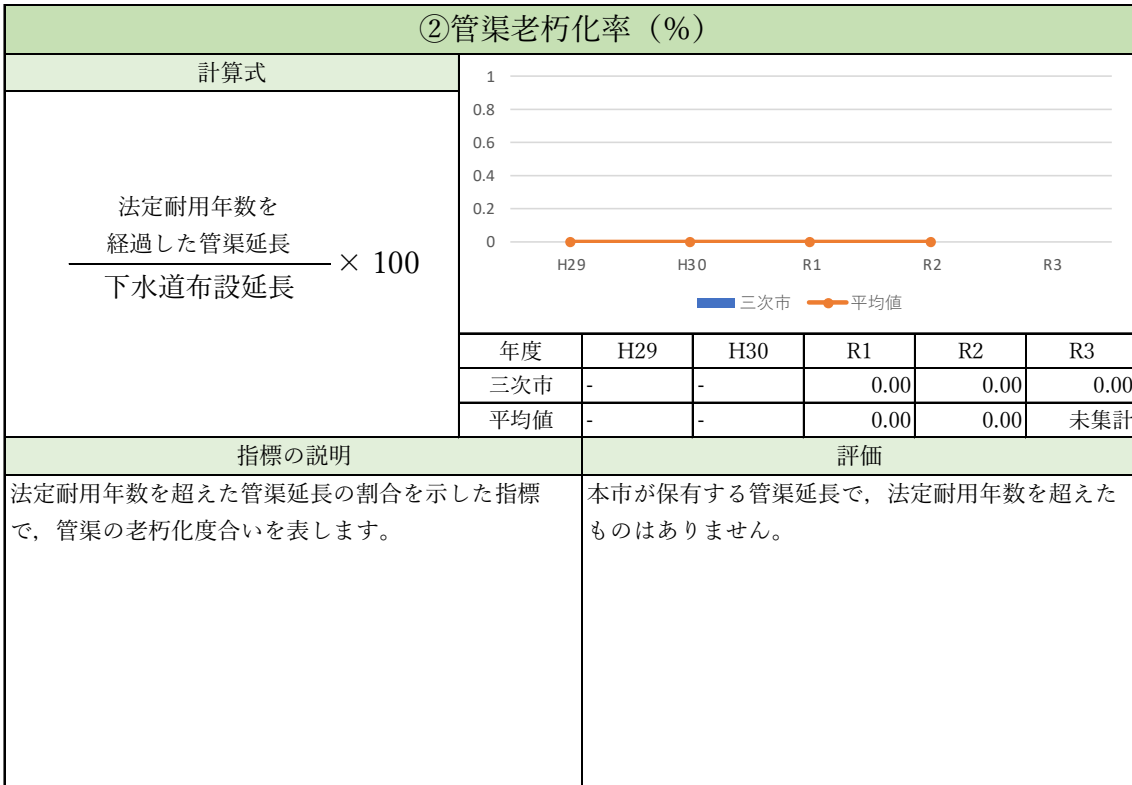
⑥汚水処理原価（円）						
計算式						
$\frac{\text{汚水処理費}}{\text{年間有収水量}}$ (公費負担分を除く)	$\frac{\text{汚水処理費}}{\text{年間有収水量}}$					
	年度	H29	H30	R1	R2	R3
	三次市	390.31	402.54	381.64	382.27	370.58
	平均値	263.76	274.35	273.52	274.99	未集計
指標の説明		評価				
<p>使用料の対象となった水量1㎡あたりの汚水処理に要した費用を示す指標です。一般的には低いほうが良いとされていますが、明確な数値基準がないため、経年比較や類似団体との比較等により現状分析を行う必要があります。</p>		<p>本市は現在12箇所の処理場を有しているため、汚水処理原価が類似団体と比較して高い状況にあり、収益性に課題があることを示しています。汚水処理費の削減に努めなければなりません。急激な削減は困難と考えられます。経営の健全性を維持するためには、使用料の見直しを検討し、費用に見合う適正な収益を確保する必要があります。</p>				

⑦施設利用率（％）						
計算式						
$\frac{\text{晴天時一日平均処理水量}}{\text{晴天時現在処理能力}} \times 100$	$\frac{\text{晴天時一日平均処理水量}}{\text{晴天時現在処理能力}} \times 100$					
	年度	H29	H30	R1	R2	R3
	三次市	52.41	51.27	49.73	53.42	54.78
	平均値	51.75	50.68	50.14	54.83	未集計
指標の説明		評価				
<p>施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を示す指標です。明確な数値基準はありませんが、高い数値のほうが良いとされています。</p>		<p>本市の施設利用率は類似団体と同程度の数値を示しており、効率性に特段の問題はありません。今後大幅な数値の変動があった場合は事業規模の見直しを検討する必要があります。</p>				

⑧水洗化率 (%)						
計算式 $\frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$						
	年度	H29	H30	R1	R2	R3
	三次市	86.76	87.6	87.89	88.65	89.70
	平均値	84.84	84.86	84.98	84.70	未集計
指標の説明	評価					
処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理をしている人口の割合を示す指標です。100%となることが理想です。	本市の水洗化率は類似団体と比較して高いため、水質保全の面で問題はありません。引き続き普及を促し、水洗化率100%を目指す必要があります。					

II.施設の老朽化状況に関する指標

①有形固定資産減価償却率 (%)						
計算式 $\frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$						
	年度	H29	H30	R1	R2	R3
	三次市	-	-	3.30	6.59	9.79
	平均値	-	-	23.06	20.34	未集計
指標の説明	評価					
有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを示す指標で、資産の老朽化度合いを表します。一般的には、数値が高いほど法定耐用年数に近い資産が多いことを示しており、将来の施設の改築・更新・長寿命化等の必要性を推測することが可能です。	本市では減価償却費の計上を公営企業会計に移行した令和元年度より開始していることから、有形固定資産減価償却率が低い値を示しています。ただし、本市は昭和63年より管渠整備に着手しているため、数値以上に資産の老朽化が進んでいるものと考えられます。					



特定地域生活排水処理事業

本市特定地域生活排水処理事業では、令和元年度より地方公営企業法を適用し公営企業会計を導入しています。そのため、平成30年度以前の数値は法適用前の歳入歳出決算による数値を掲載しています。

また、類似団体とは、処理区域内人口規模、処理区域内人口密度等により区分されたもので、本市は「供用開始後15年以上」の区分（令和2年度は192団体）に属しています。

三次市特定地域生活排水処理事業における経営比較分析表

I. 経営の健全性・効率性に関する指標

① 経常収支比率 (%)																			
$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三次市</td> <td>89.04</td> <td>190.64</td> <td>103.57</td> <td>100.06</td> <td>100.09</td> </tr> <tr> <td>平均値</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>96.05</td> <td>99.03</td> <td>未集計</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H29	H30	R1	R2	R3	三次市	89.04	190.64	103.57	100.06	100.09	平均値	-	-	96.05	99.03	未集計
年度	H29	H30	R1	R2	R3														
三次市	89.04	190.64	103.57	100.06	100.09														
平均値	-	-	96.05	99.03	未集計														
指標の説明	評価																		
<p>毎年度の維持管理費や支払利息等の費用を使用料収入や繰入金等でどの程度賄えているかを示す指標です。数値が100%以上であれば単年の収支が黒字であることが言え、100%未満の場合単年度の収支が赤字であることを示しています。</p>	<p>本市の経常収支比率は100%以上となっていますが、収益のうち他会計補助金の占める割合が大きく、使用料以外の収入に依存している傾向にあります。加えて人口減少に伴う使用料収入の減少が将来的に予測されることから、更なる費用削減や更新投資等に充てる財源の確保など経営改善を図っていく必要があります。</p>																		

②累積欠損金比率 (%)						
計算式						
$\frac{\text{当年度未処理欠損金}}{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}} \times 100$	年度	H29	H30	R1	R2	R3
	三次市	-	-	0.00	0.00	0.00
	平均値	-	-	123.82	74.24	未集計
指標の説明	評価					
累積欠損金とは、営業活動の結果発生した損失が、当該年度で処理できずに複数年度にわたって累積したものを示します。健全な経営を維持していくうえでは、累積欠損金が発生していないことを示す0%であることが求められます。	本市では累積欠損金は発生していません。					

③流動比率 (%)						
計算式						
$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$	年度	H29	H30	R1	R2	R3
	三次市	0	0	99.29	108.14	116.65
	平均値	-	-	89.72	100.47	未集計
指標の説明	評価					
1年以内に支払うべき債務に対して、支払い可能な現金等をどの程度保有しているかを示す指標で、短期的な支払能力を表します。100%未満であれば来年支払う資金が不足している状態であり、また200%以上であれば安全と言えます。	本市の流動比率は100%以上であるため、短期的な健全性に問題はありません。しかしながら、現金等の流動資産が減少傾向にある場合や一時借入金等の流動負債が増加傾向にある場合には、将来の見込みも踏まえた分析が必要であると考えられます。					

④企業債残高対事業規模比率 (%)							
計算式 $\frac{\text{企業債現在高合計} - \text{一般会計負担額}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}} \times 100$							
		年度	H29	H30	R1	R2	R3
		三次市	0.00	0.00	387.45	368.86	351.73
		平均値	244.85	296.89	270.57	294.27	未集計
指標の説明			評価				
<p>企業債の残高と使用料収入等の収益との比率を示す指標です。明確な数値基準はありませんが、比率は低いほうがよいとされています。ただし、世代間負担の公平性という観点からは、企業債を一定程度活用することも望まれます。</p>			<p>本市の企業債残高対事業規模比率は類似団体と比較して高いため、健全性に課題があることを示しています。法適用により企業債償還の一般会計負担分がなくなったことで、令和元年度の当該数値が高い値を示しています。投資規模や料金水準が適切であるか分析し、企業債残高を減少させていく必要があります。</p>				

⑤経費回収率 (%)							
計算式 $\frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費 (公費負担分を除く)}} \times 100$							
		年度	H29	H30	R1	R2	R3
		三次市	66.90	141.81	51.67	61.59	59.52
		平均値	64.78	63.06	62.50	60.59	未集計
指標の説明			評価				
<p>汚水処理に要した経費を、使用料収入により賄っているかを示す指標で、使用料水準等を評価することが可能です。100%以上であればすべて使用料収入で賄えていることとなり、適正な使用料が確保されていることとなります。</p>			<p>本市の経費回収率は100%未満であるため、収益性に課題があることを示しています。使用料収入以外の収益で事業運営が賄われているため、使用料の見直しによる適正な料金収入の確保、及び汚水処理費の削減等の取組により改善を図る必要があります。</p>				

⑥汚水処理原価（円）						
計算式						
$\frac{\text{汚水処理費 (公費負担分を除く)}}{\text{年間有収水量}}$	年度	H29	H30	R1	R2	R3
	三次市	180.16	70.07	210.88	174.97	178.76
	平均値	263.76	274.35	269.33	280.23	未集計
	指標の説明	<p>使用料の対象となった水量1㎡あたりの汚水処理に要した費用を示す指標です。一般的には低いほうが良いとされていますが、明確な数値基準がないため、経年比較や類似団体との比較等により現状分析を行う必要があります。</p>				
		<p>本市の汚水処理原価は類似団体と比較して低くなっていますが、今後は老朽化対策に伴う更新投資や維持管理費の増加などが見込まれるため、引き続き投資の効率化や維持管理費の削減等を考えていく必要があります。</p>				

⑦水洗化率（％）						
計算式						
$\frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$	年度	H29	H30	R1	R2	R3
	三次市	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
	平均値	92.44	89.66	90.63	87.80	未集計
	指標の説明	<p>処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理をしている人口の割合を示す指標です。100%となることが理想です。</p>				
		<p>本市は浄化槽の整備を平成28年度に完了しており、以後水洗化率は100%を達成しております。今後は整備済みの浄化槽の維持管理を行い、水質保全に努めます。</p>				

II.施設の老朽化状況に関する指標

①有形固定資産減価償却率（％）						
計算式						
$\frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$	年度	H29	H30	R1	R2	R3
	三次市	-	-	6.90	13.81	20.66
	平均値	-	-	23.76	15.74	未集計
指標の説明	評価					
有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを示す指標で、資産の老朽化度合いを表します。一般的には、数値が高いほど法定耐用年数に近い資産が多いことを示しており、将来の施設の改築・更新・長寿命化等の必要性を推測することが可能です。	本市では減価償却費の計上を公営企業会計に移行した令和元年度より開始していますが、有形固定資産減価償却率は平均的な値を示しています。今後、浄化槽の更新時期が一斉に到来するため、効率的かつ迅速に施設の更新に努める必要があります。					

②管渠老朽化率（％）						
計算式						
$\frac{\text{法定耐用年数を経過した管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$	年度	H29	H30	R1	R2	R3
	三次市	-	-	0.00	0.00	0.00
	平均値	-	-	0.00	0.00	未集計
指標の説明	評価					
法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を示した指標で、管渠の老朽化度合いを表します。	本市特定地域生活排水処理事業では該当の管渠延長はありません。					

③管渠改善率（％）						
計算式 $\frac{\text{改善管渠延長 (更新・改良・修繕)}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$						
	年度	H29	H30	R1	R2	R3
	三次市	-	-	0.00	0.00	0.00
	平均値	-	-	0.00	0.00	未集計
指標の説明			評価			
<p>その年度に更新した管渠延長の割合を示す指標で、管渠の更新ペースや状況を把握することができます。例えば数値が2%の場合、すべての管渠を更新するのに50年かかる計算となります。</p>			<p>管路老朽化率と同様に、管渠延長がないため当該数値は0となります。</p>			

第2章

将来の事業環境

1. 処理区域内人口の予測
2. 有収水量の予測
3. 使用料収入の見通し
4. 施設の見通し
5. 組織の見通し

第2章 将来の事業環境

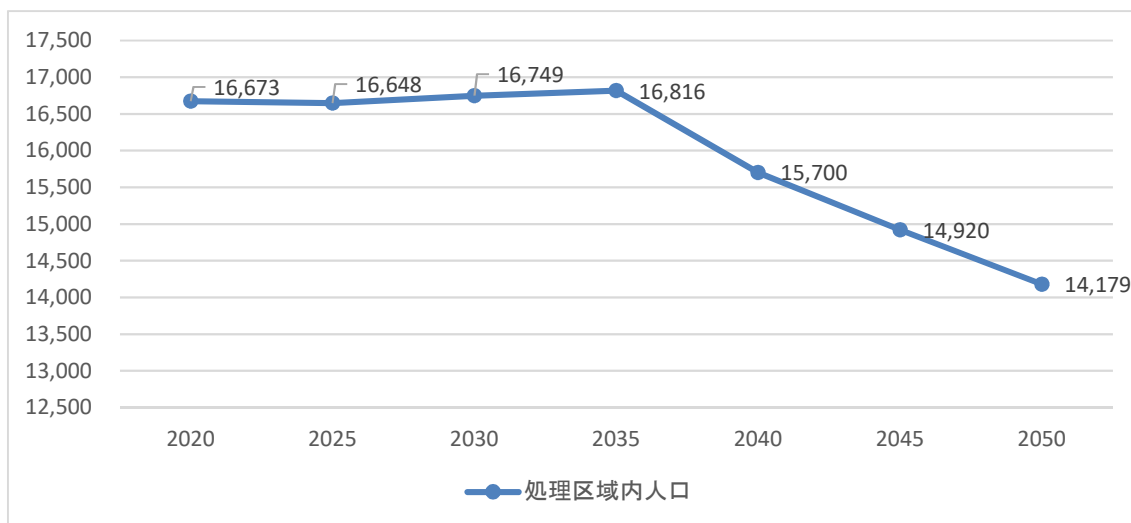
1. 処理区域内人口の予測

汚水適正処理構想の将来処理人口を基に算出した処理区域内人口推移の予測を図2-1-1～4に示します。

公共下水道事業

下水道の未整備地区が残っている公共下水道事業における処理区域内人口は2035年度までは増加傾向ですが、三次市の人口減少に伴い、2035年度以降は処理区域内人口も減少する見込みです。2045年度には人口15,000人を割り込む見込みとなっています。

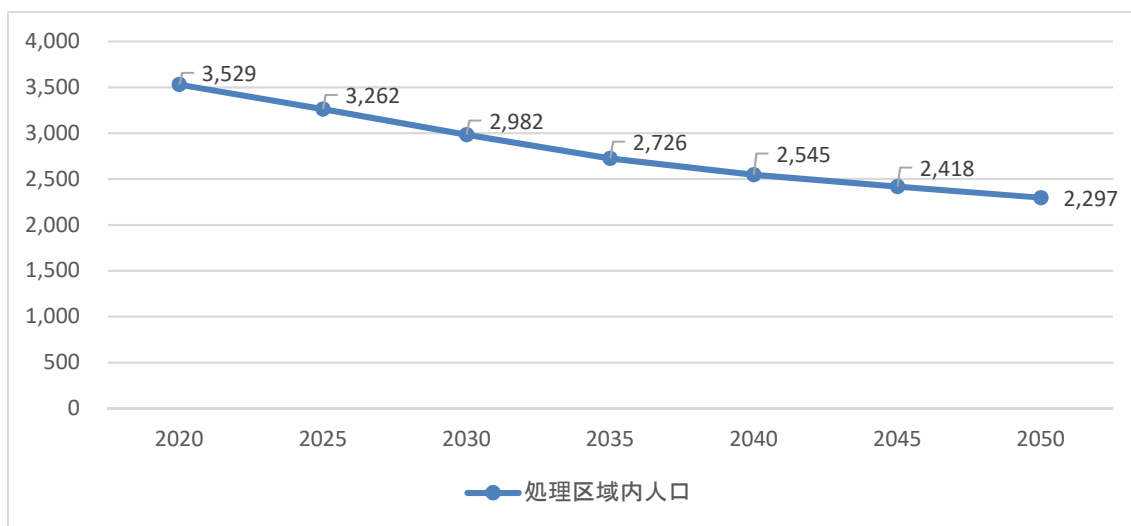
(図2-1-1) 処理区域内人口推移の予測



特定環境保全公共下水道事業

下水道の整備が完了している特定環境保全公共下水道事業では、三次市の人口減少に伴い、特定環境保全公共下水道事業における処理区域内人口は減少する見込みです。2030年度には人口3,000人を割り込む見込みとなっています。

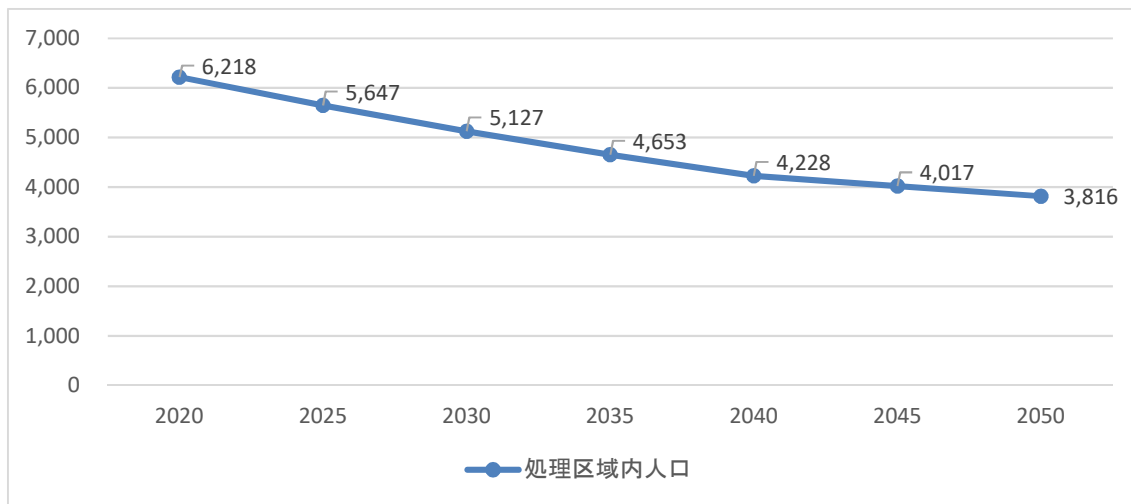
(図2-1-2) 処理区域内人口推移の予測



農業集落排水事業

下水道の整備が完了している農業集落排水事業においても、三次市の人口減少に伴い、農業集落排水における処理区域内人口も減少する見込みです。2035年度には人口5,000人を割り込む見込みとなっています。

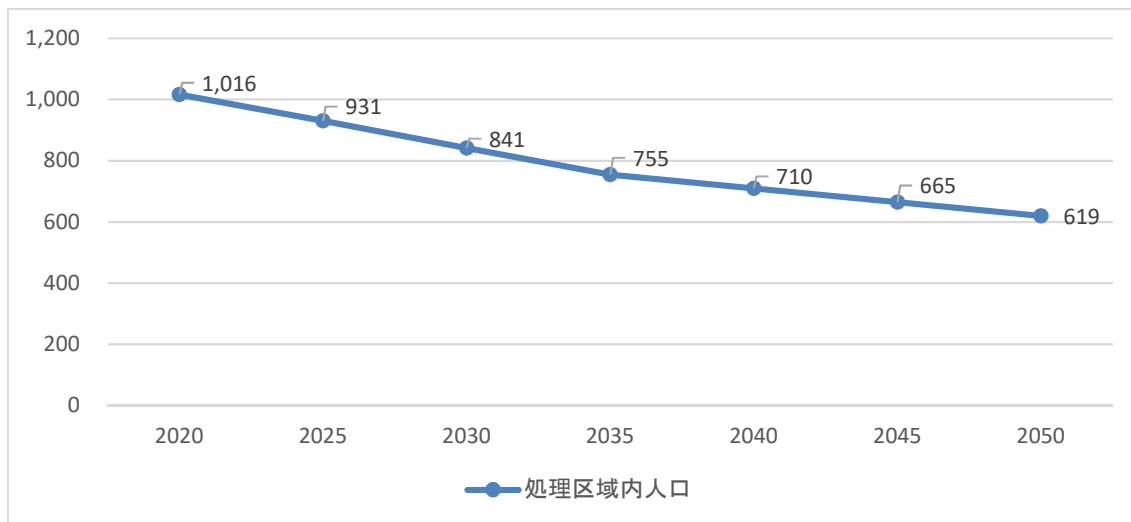
(図2-1-3) 処理区域内人口推移の予測



特定地域生活排水処理事業

三次市の人口減少に伴い、特定地域生活排水処理事業における処理区域内人口も減少する見込みです。2025年度には人口1,000人を割り込む見込みとなっています。

(図2-1-4) 処理区域内人口推移の予測



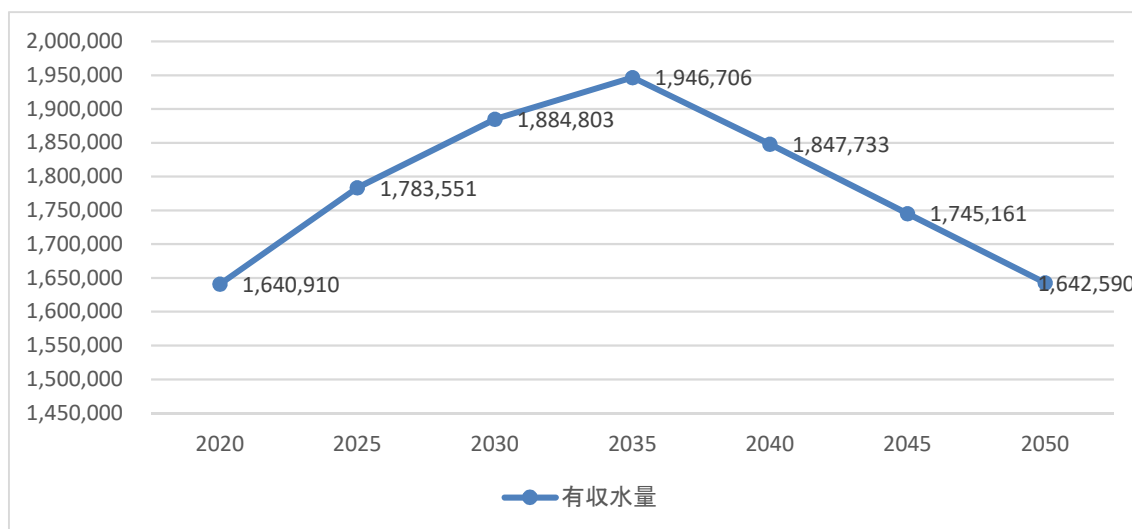
2. 有収水量の予測

過年度の水洗化人口の実績値を基にトレンド推計を実施し、その結果を基に算出した年間有収水量の予測値を図2-2-1～4に示します。

公共下水道事業

将来の水需要の予測から、年間有収水量は2020年度の1,640,910 m³と比較して、2035年度においては水洗化人口の増加により、18.6%増の1,946,706 m³となる見通しです。

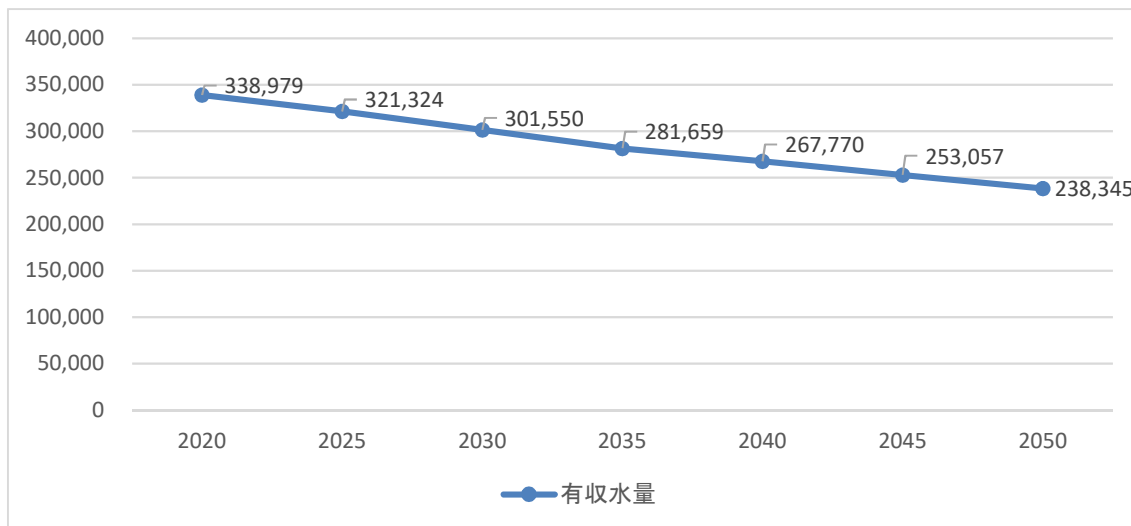
(図2-2-1) 年間有収水量の予測 (単位: m³)



特定環境保全公共下水道事業

将来の水需要の予測から、年間有収水量は2020年度の338,979 m³と比較して、2030年度においては、11.0%減の301,550 m³となる見通しです。

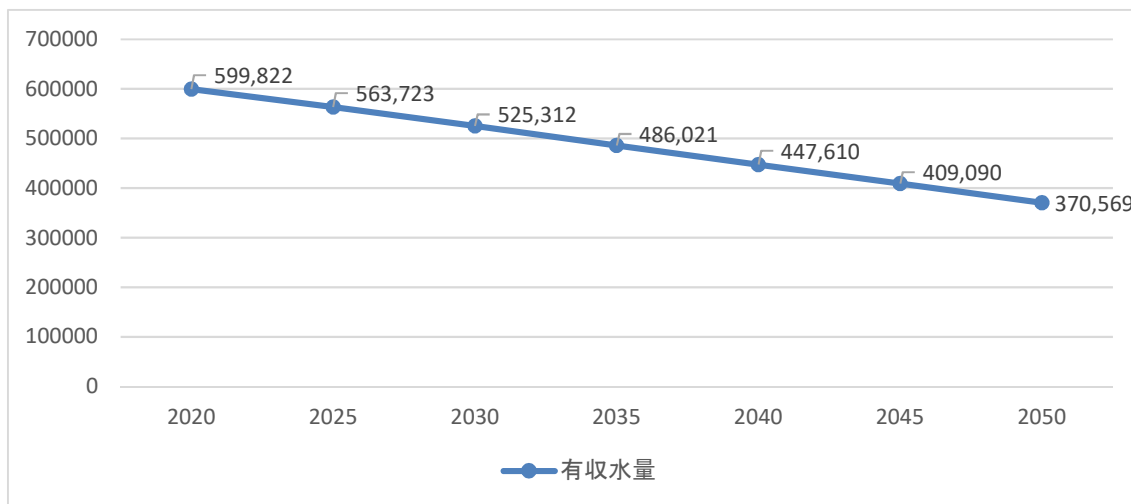
(図2-2-2) 年間有収水量の予測 (単位: m³)



農業集落排水事業

将来の水需要の予測から、年間有収水量は2020年度の599,822 m³と比較して、2030年度においては、12.4%減の525,312 m³となる見通しです。

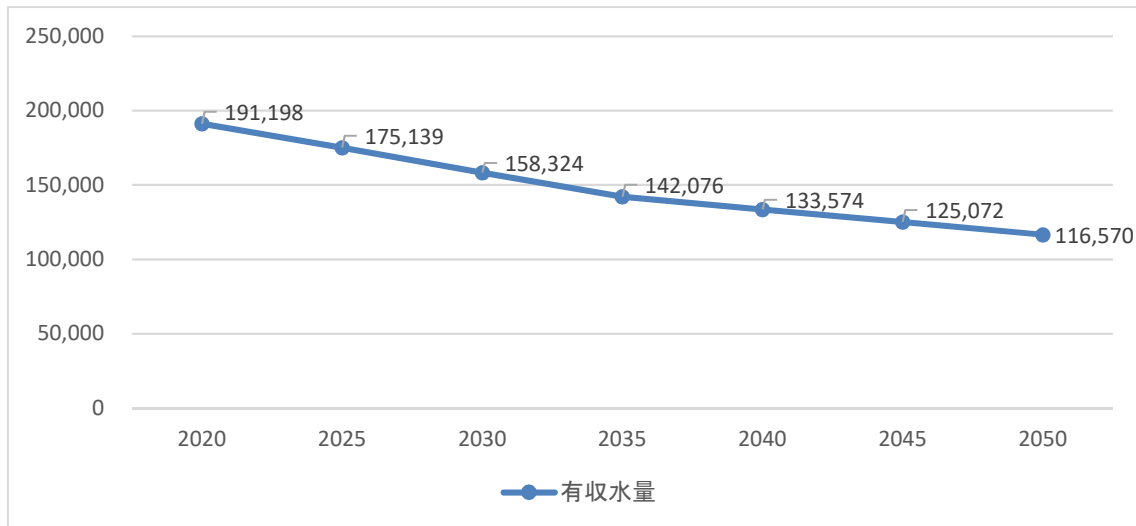
(図2-2-3) 年間有収水量の予測 (単位: m³)



特定地域生活排水処理事業

将来の水需要の予測から、年間有収水量は2020年度の191,198 m³と比較して、2030年度においては、17.2%減の158,324 m³となる見通しです。

(図2-2-4) 年間有収水量の予測 (単位: m³)



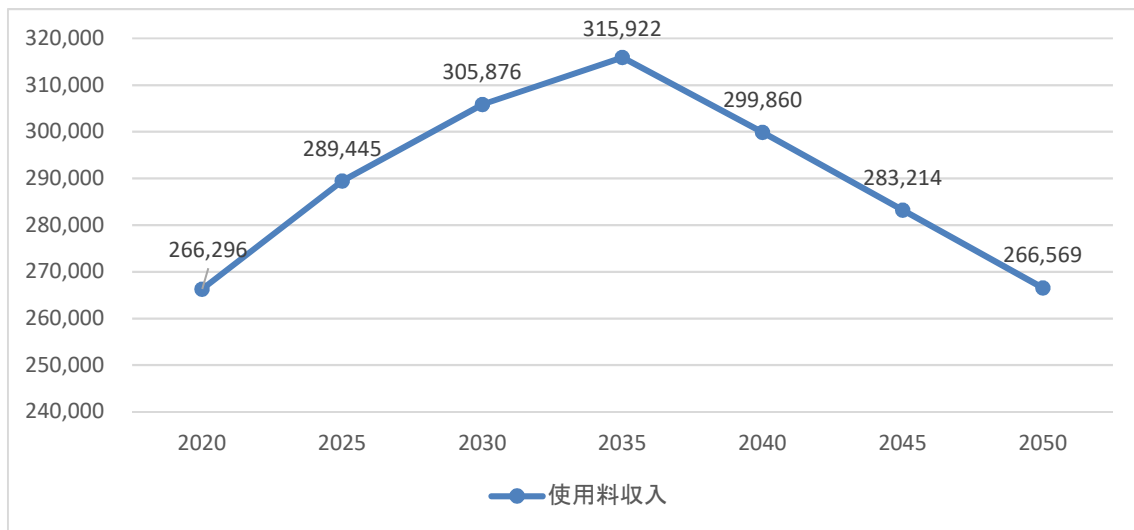
3. 使用料収入の見通し

有収水量予測より算出した使用料収入推移の見通しについて、図2-3-1～4に示します。

公共下水道事業

使用料収入は、有収水量の増減に連動することから、2020年度の266,296千円と比較して、2035年度においては、水洗化人口の増加に伴う有収水量の増加により、18.6%増加の315,922千円となる見通しです。

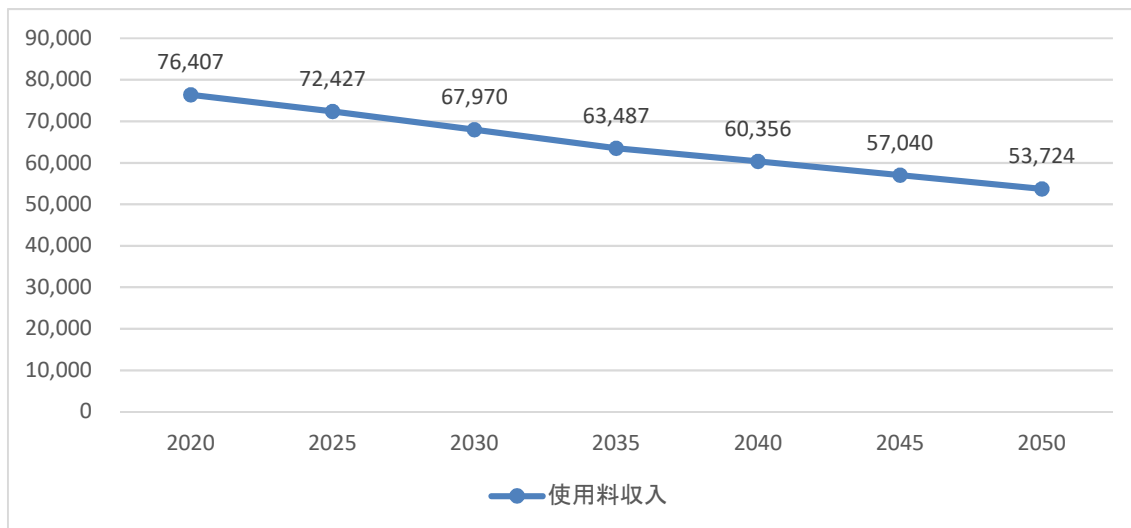
(図2-3-1) 使用料収入の見通し (単位：千円)



特定環境保全公共下水道事業

使用料収入は、有収水量の増減に連動することから、2020年度の76,407千円と比較して、2030年度においては、11.0%減少の67,970千円となる見通しです。

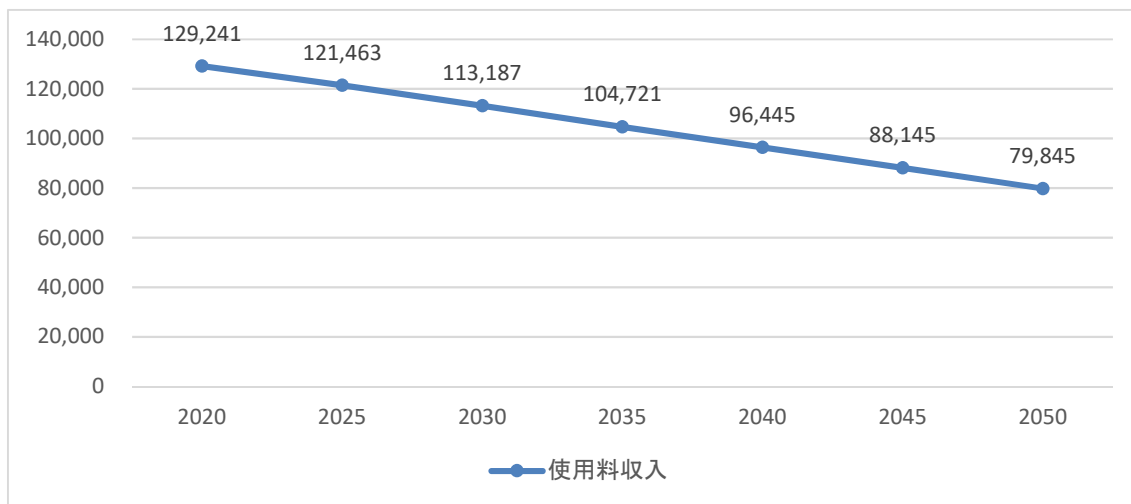
(図 2-3-2) 使用料収入の見通し (単位：千円)



農業集落排水事業

使用料収入は、有収水量の増減に連動することから、2020年度の129,241千円と比較して、2030年度においては、12.4%減少し113,187千円となる見通しです。

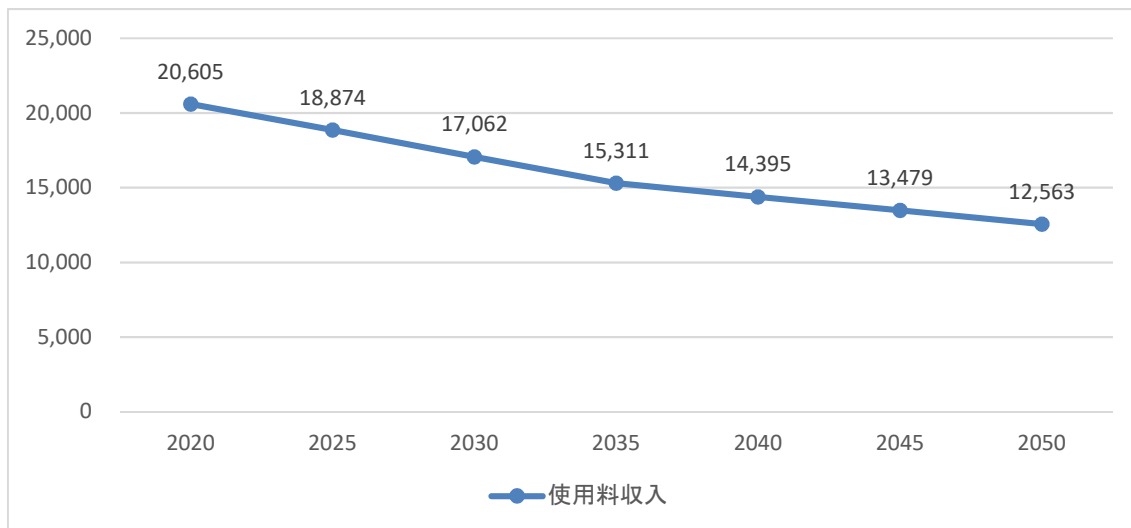
(図 2 - 3 - 3) 使用料収入の見通し (単位：千円)



特定地域生活排水処理事業

使用料収入は、有収水量の増減に連動することから、2020年度の20,605千円と比較して、2030年度においては、17.2%減少の17,062千円となる見通しです。

(図 2-3-4) 使用料収入の見通し (単位: 千円)



4. 施設の見通し

公共下水道事業

【三次処理区】

令和17年度概成を目標に、現在も面（管渠）整備を進めています。処理場は現在、2系列3池（処理槽）で稼働しており、稼働率は50%程度となっています。今後の接続件数を考慮して処理槽等の増設は当面必要ないと見込んでいます。

【三良坂処理区】

三良坂処理区については概成しており、現状以上の管渠整備は行いません。また、処理場についても現在の稼働率が50%程度で、今後の接続件数を考慮しても処理槽等の増設は必要ありません。

特定環境保全公共下水道事業

本市は市内に5つの処理区を抱えていますが、いずれも整備事業は概成しており、適切・効率的な維持管理に専念する段階にあります。しかし、古いものでは供用開始して30年近く経過した処理区もあり（安田浄化センター、灰塚水質管理センター供用開始：平成6年度）、処理場の機械・電気設備の更新を行う時期を迎えた処理区もあります。なお、平成30年度に策定したストックマネジメント計画に基づき、順次必要な施設の改築・更新を進めています。

農業集落排水事業

本市は市内に13の地区を抱えていますが、いずれも整備事業は概成しており、適切・効率的な維持管理に専念する段階にあります。しかし、古いものでは供用開始して30年経過した処理区もあり（敷名地区農業集落排水処理施設供用開始：平成4年）、処理場の機械・電気設備の更新を行う時期を迎えた処理区もあります。なお、平成30年度に策定したストックマネジメント計画に基づき、順次必要な施設の改築・更新を進めています。

特定地域生活排水処理事業

本市は君田、布野、三和、和知の4地区において、浄化槽計394基を設置しており、これらの維持管理を続けることとなります。施設整備事業については概成しており、現有基数を増やす予定はありません。

5. 組織の見通し

公共下水道事業

組織編成について、当面は大幅な見直しは考えていません。

現在も拡張整備を行っており、施設の維持管理や災害等の緊急対応していくためにも、技術系職員は現状の職員数が必要です。事務系の職員についても、使用料・受益者負担金の徴収、企業会計の処理等、下水道事業の普及促進のために現状の職員数が必要です。

また公営企業としての組織の役割を維持していくことが求められており、技術面の維持向上や知識面の継承のために人材育成に力を入れていく必要性があります。

特定環境保全公共下水道事業

組織編成について、当面は大幅な見直しは考えていません。

現在、公共下水道事業（特定環境保全公共下水道事業を含む）の施設の維持管理担当として1名配置しています。事務系の職員についても、使用料・受益者負担金の徴収、企業会計の処理等、現状の職員数が必要です。

また公営企業としての組織の役割を維持していくことが求められており、技術面の維持向上や知識面の継承のために人材育成に力を入れていく必要性があります。

農業集落排水事業

組織編成について、当面は大幅な見直しは考えていません。

現在、農業集落排水事業の施設の維持管理担当として1名配置しています。事務系の職員についても、使用料・受益者負担金の徴収、企業会計の処理等、現状の職員数が必要です。

また公営企業としての組織の役割を維持していくことが求められており、技術面の維持向上や知識面の継承のために人材育成に力を入れていく必要性があります。

特定地域生活排水処理事業

組織編成について、当面は大幅な見直しは考えていません。

現在、特定地域生活排水事業担当者として1名配置しています。事務系の職員についても、使用料の徴収、企業会計の処理等、現状の職員数が必要です。

また公営企業としての組織の役割を維持していくことが求められており、技術面の維持向上や知識面の継承のために人材育成に力を入れていく必要性があります。

第3章

経営の基本方針

1. 基本方針
2. 取組方針

第3章 経営の基本方針

1. 基本方針

基本方針：安定した経営基盤の確立と持続可能な事業への取組

人口減少に伴う使用料収入の減少や、施設老朽化等、経営環境が厳しさを増す中、下水道サービスを持続的・安定的に供給していくためには、経営環境の変化に適切に対応し、一層の経営基盤強化を図ることが必要です。そのため、経営状況を分析し、下水道事業の効率化及び合理化を図ることで、将来にわたって持続可能な下水道事業の経営をめざします。

2. 取組方針

基本方針に則した取組方針について、表3-1-1に示します。

(表3-1-1) 経営の取組方針

<p>(1) 下水道整備の方針</p> <ul style="list-style-type: none">・全国の汚水処理人口普及率は令和3年度末で92.6%に対し、本市は80.7%と低い状況にあります。引き続き、第2次三次市総合計画で策定した汚水処理人口普及率84.0%（令和5年度）達成をめざし、計画的に事業を進めていきます。・令和元年度には汚水適正処理構想（平成21年3月策定）を10年ぶりに見直し、三次処理区内の状況を再度調査し、地域の特性に応じた適切な汚水処理方法を決定し、構想改訂版を作成しました。この中で公共下水道事業三次処理区の全体計画エリアを1010.0haから690.8haに縮小することとし、令和17年度を概成目標に定め、現在整備を進めています。
<p>(2) 安定した経営の確立</p> <ul style="list-style-type: none">・施設への接続（排水設備）工事の普及に向けて、これまで行ってきた「接続キャンペーン」も含め、これまで以上に広報・宣伝活動を強化します。・債権管理の徹底を図り、使用料収納率の向上及び未納額の減額に取り組めます。・令和元年度の公営企業会計導入により、各種財務諸表の作成を通じてより詳細な経営分析が可能となりました。こうした資料を活用し安定した経営基盤の確立に向けて取り組むため、令和4年度には新たな使用料体系を検討し、令和5年度以降の施行に向けて取り組んでいきます。それにより、公共下水道の整備事業が完了する令和17年度を目途に、4事業（公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、特定地域生活排水処理事業）合算の経費回収率を100%以上とすることを目標とします（R3年度決算値は69.54%）。

(3) スtockマネジメントの推進

・処理場施設は既に供用開始して長い年月が経過しており、機械・電気の各設備を更新する時期を迎えています。平成30年度に策定したストックマネジメント計画に基づく優先順位付けによる施設の改築・更新工事を今後も進めていきます。

(4) 施設の統廃合

・令和4年度から「汚水処理施設統廃合基本計画」着手し、施設の統廃合による経営の効率化・合理化に向けた取組を進めていきます。

(5) 市民参画の推進

・広報誌やホームページ、SNS等を活用し、下水道に関する積極的なPR活動を行っていきます。

・小学校等の施設見学の促進や出前講座等により、環境教育の強化を図ります。

(6) 安定した汚水処理機能の確保

・安定した汚水処理機能の確保を実現するため、点検と修繕を、年間を通して計画的に実施します。

第4章

投資・財政計画（収支計画）

1. 投資・財政計画（収支計画）
2. 投資・財政計画（収支計画）の策定にあたっての説明
3. 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

第4章 投資・財政計画(収支計画)

1. 投資・財政計画(収支計画)

別紙のとおり。

2. 投資・財政計画(収支計画)の策定にあたっての説明

①収支計画のうち投資についての説明

公共下水道では現在、未普及地域への管渠整備事業を継続しており、令和17年度の概成に向けて、毎年度確実に予算化し、実施していきます。なお、これまでの経過から今後も毎年度5億円程度の事業費を見込んでいます。

また、特定環境保全公共下水道及び農業集落排水において、未普及地域への整備事業を平成28年度で概成しており、今後は、整備済みの施設及び管渠の最適更新時期の検討等を考慮した適切な維持管理を行い、維持管理コストの平準化を図っていきます。

処理場施設については、現在も進めているストックマネジメント計画に基づき、劣化の激しい設備機器等を更新し、長寿命化につながる対応を実施し、長期的な維持管理経費の縮減を図っていきます。

②収支計画のうち財源についての説明

【収益的収入】

本来100%以上であるべき経費回収率は、69.54%(令和3年度数値)と低い水準にとどまっています。これを改善するため、令和2年度から令和3年度にかけて、下水道使用料等検討委員会を設置し、下水道事業の経営状況や使用料体系などを検証しました。審議結果として下水道事業の円滑な運営に向けた経営改善の必要性や今後の使用料体系のあり方について報告を受けており、令和4年度には新たな使用料体系を検討し、令和5年度以降の施行をめざします。

一般会計からの繰入金も主要な財源となっておりますが、上記の使用料検討過程において、基準内と基準外の整理を行いながら、基準外繰入の減額につながるよう努めます。

【資本的収入】

管渠整備についても、ストックマネジメント計画に基づく設備更新においても、国からの補助金(社会資本整備総合交付金等)交付を受けています(補助対象事業費の1/2)。また、補助対象事業費の内補助が当たらない部分(いわゆる補助裏)や補助金交付を受けない単独事業については、充当率100%の企業債を財源としています。

その他の財源として、公共下水道では供用開始となるエリアの地権者等から受益者負担金(1㎡あたり600円)を徴収しています。また、特定環境保全公共下水道及び農業集落排水では、排水設備工事(接続工事)を行う地権者等から受益者負(分)担金(公共ます1箇

所あたり 30 万円) を徴収しています。

③収支計画のうち投資以外の経費についての説明

●動力費に関する事項

ポンプの稼働等にかかる電力料金は、原油価格の変動に大きく影響を受けるため、予測できないことから、変動は見込んでいません。

●修繕費に関する事項

修繕費については、経年劣化による費用の逡増を見込んでいます。

●人件費に関する事項

職員の人件費等については、昨今の情勢からベースアップ等は見込めないため、現在と同水準で推移すると見込んでいます。

3. 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

①今後の投資についての考え方・検討状況

●広域化・共同化・最適化に関する事項

本市処理施設の市域を超えた統合（共同化）については、令和元年度から広島県下水道事業広域化・共同化検討会において協議を進めてきた結果、現時点において、技術的にも経費的にも難しいと判断されました。放流水質の検査業務等他市町と共同発注できることについては、令和4年度以降、引き続き検討を行います。

そのほか、危機管理の共同化として災害時支援協定・災害合同訓練や保有する資機材の相互融通、執行体制の共同化として企業団への事務委託や技術研修等の共同実施を検討していきます。

●投資の平準化に関する事項

世代間の負担の公平を図るため資本費平準化債を起債していますが、交付税の基準財政需要額へ50%上積みされることもあり、今後も積極的に活用していきます。

また、公共下水道事業における毎年度の事業費（管渠整備費用）は、これまでの事業経過から概ね5億円と見込んでおり、この目安により投資の平準化が図られています。

●民間活力の活用に関する事項（PPP/PFI など）

民間活力を活用できるよう、これまで各種業務の民間委託を進めてきました。今後も可能な業務についての検討をしていきます。なお、本市の事業規模等を考えた場合、PPP/PFI等の手法の導入は困難と考えています。

②今後の財源についての考え方・検討状況

●使用料の見直しに関する事項

下水道使用料等検討委員会の報告に基づき、令和4年度には新たな使用料体系を検討し、令和5年度以降の施行をめざします。

●資産活用による収入増加の取組について

検討・計画中の事項はありません。

③投資以外の経費についての考え方・検討状況

●民間活力の活用に関する事項（包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度など）

民間委託について、料金徴収事務、排水設備工事完了検査等の業務を委託しています。その他、民間活力の活用によるコスト削減の取組は随時検討していきます。

また、処理場やマンホール形式ポンプ等の施設に係る管理業務等については、建設当初から民間企業に委託していますが、管理委託の中で発見される機器不良や故障などの対応は、

すべて市職員が状況を確認したうえで、資材等の調達事務を行っています。今後は、これらの機器の修繕や更新も含めた、より包括的な委託化の検討を行い、職員の適正な配置とコストの縮減に努めます。

●職員給与費に関する事項

事業規模や業務内容を常に把握し、組織形態や職員数と業務量との整合性を図っていきます。また、慣例にとらわれず業務内容や手法を見直し、効率化を図ります。

●動力費に関する事項

施設設備の適切な運転管理に努めるなど、経費の削減・効率化につながる取組を推進します。

●薬品費に関する事項

調査研究を行い、コストの縮減を図っていきます。

●修繕費に関する事項

優先順位を決めるとともに、長寿命化につながる早めの部材交換等を検討し、長期的なコストの縮減を図っていきます。

●委託費に関する事項

業務内容の見直しを随時行い、経費の削減・効率化に努めていきます。

第5章

経営戦略の事後検証, 改定等に関する事項

第5章 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

本経営戦略は、PDCA サイクル（図5-1）に基づき、計画策定（Plan）－事業実施（Do）－検証（Check）－改善（Action）を実施します。

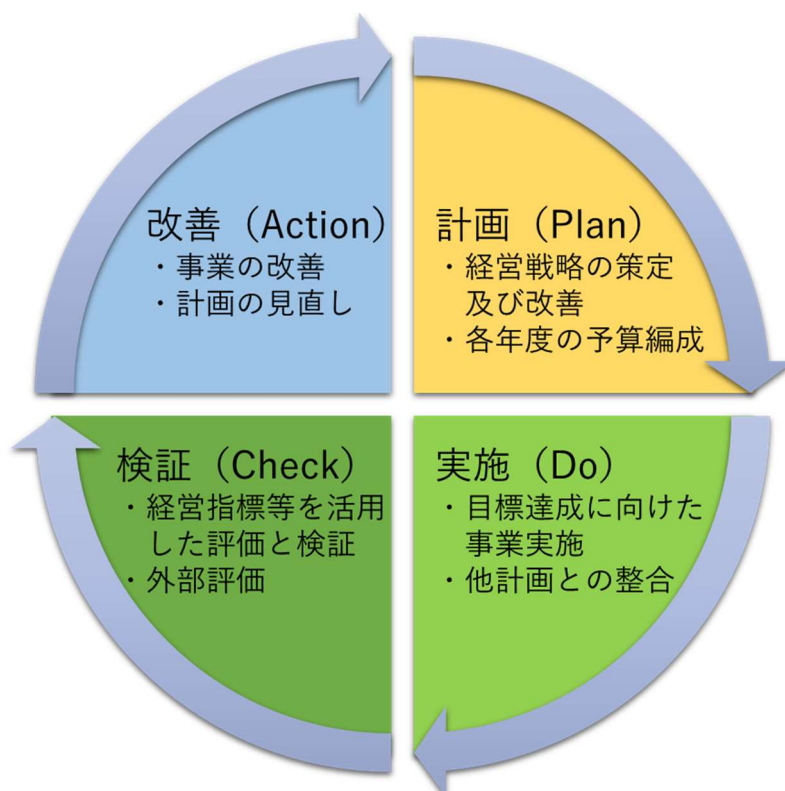
●進捗管理（モニタリング）

投資及び財源の目標に沿った計画の進捗状況の確認と評価・検証を毎年度行います。

●計画見直し（ローリング）

計画見直しにあたっては、進捗管理を踏まえ、計画の目標値と実績値の乖離状況について検証を行い、5年毎に計画の見直しを行います。

（図5-1）経営戦略のPDCA サイクル





三次市下水道事業

経営戦略

令和4年9月発行
三次市水道局下水道課

〒728-0021

広島県三次市三次町 501 番地

TEL:0824-62-6151